

毛 監 発 第 7 0 号
令 和 8 年 2 月 6 日

毛呂山町長 井 上 健 次 様

毛呂山町監査委員 行 平 克 也
毛呂山町監査委員 高 橋 達 夫

例月出納検査報告書

地方自治法第235条の2第1項並びに毛呂山町監査委員条例第6条及び毛呂山町監査基準第2条第1項の規定に基づき例月出納検査を実施したので、同法第235条の2第3項の規定に基づきその結果を下記のとおり提出する。

記

- 1 検査対象 会計管理者保管の一般会計及び特別会計並びに企業出納員保管の水道事業会計及び農業集落排水事業会計に属する
12月分の出納状況
- 2 検査年月日 令和8年1月21日（水）
- 3 検査の手續
検査の対象とした各会計、基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、その計数が正確か、現金、預金等の管理状況、執行状況は、適正かに主眼をおき、それぞれの関係書類、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續により実施した。
- 4 添付資料（検査資料）
別添のとおり
- 5 検査の結果
検査資料、関係書類、証書類により計数審査を行った結果、計数上の過誤は認められなかった。また、現金、預金等は適正に管理されていた。

6 指摘事項

農業集落排水事業会計において、令和7年6月30日まで申告すべき消費税の確定申告書の提出手続きの事務誤りにより、無申告加算税が賦課決定され、令和7年12月10日に加算税を支払いをしていることが証票書類確認時に判明した。

事務手続きの重要性を再認識するとともに、チェック体制を整え、適正な事務執行及び再発防止に努められたい。